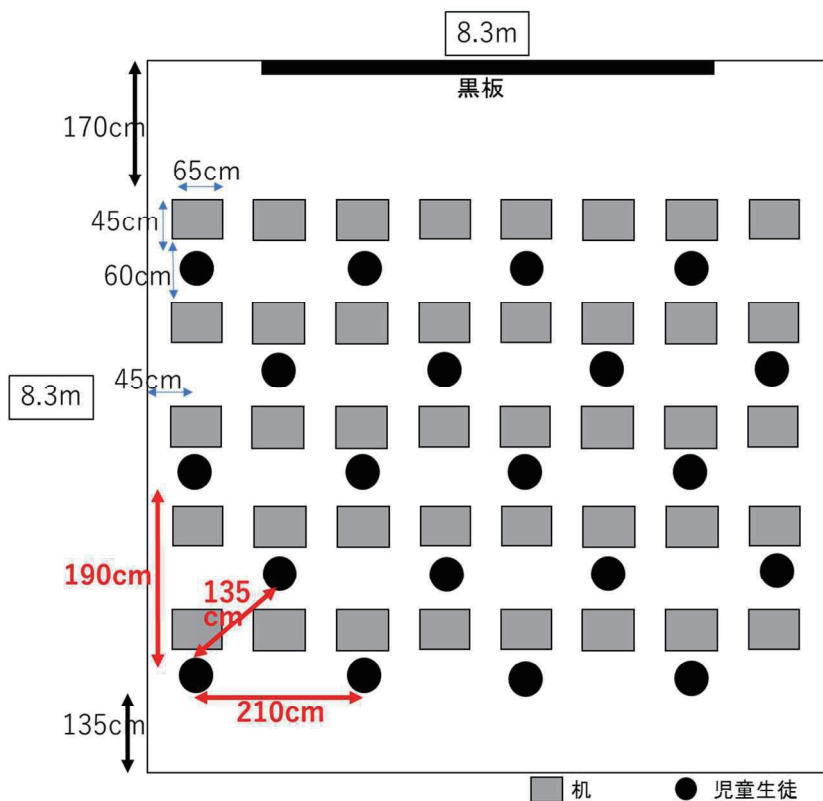
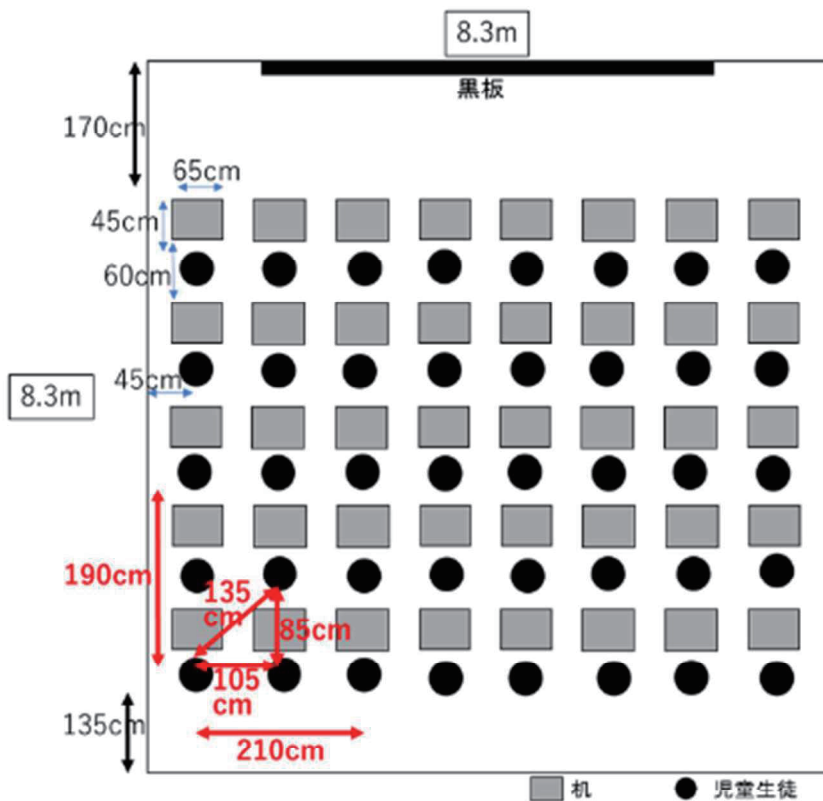


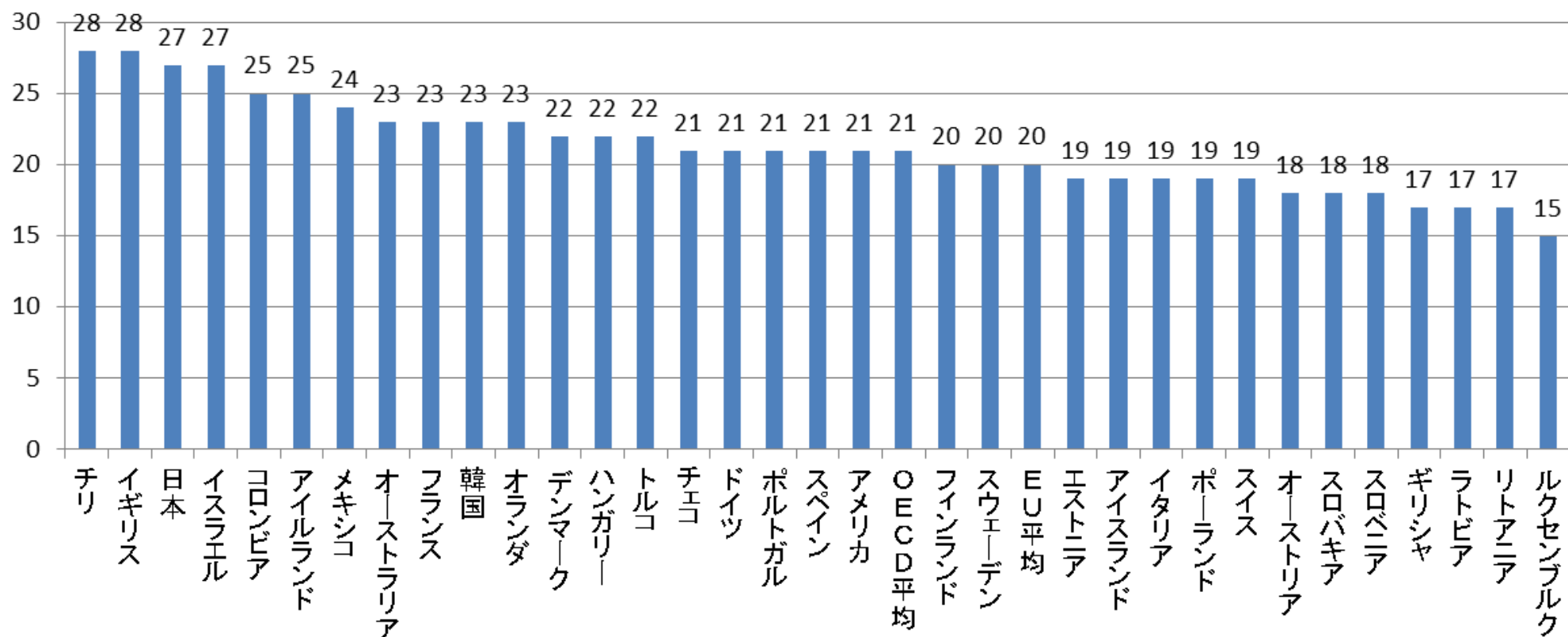
(参考) レベル2・3地域 (1クラス20人の例)



(参考) レベル1地域 (1クラス40人の例)



## 初等教育(小学校)の1学級の児童数(公立)



OECD調査『図表で見る教育2019年版』TableD2.1より作成

## 新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言

去る5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面的に解除され、学校においては概ね授業が再開されているところである。一方、公立小・中学校の普通教室の平均面積は64㎡であり、現在の40人学級では、感染症予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難であることから、その対応が学校現場において大きな課題となっている。こうした実情を踏まえて、今後予想される感染症の再拡大時にあっても必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保が是非とも必要である。

また、学校の臨時休業等の緊急時においてもオンライン学習ができる環境を充実させ、新しい時代の学びを支える環境を整備することが必要である。ハード整備が先行して進む「GIGAスクール構想」において、最適な学びを実現するためには、少人数によるきめ細やかな指導体制が必要であり、学習用ソフトウェアを含む端末・ネットワーク環境の改善及びそれらを有効活用するためのICT教育人材の配置の充実が必要である。

こうしたことから、国におかれては、

- (1) 少人数編制を可能とする教員の確保
- (2) GIGAスクールサポーター等のICT教育人材の配置充実
- (3) 更新費用やランニングコスト等も含めたICT環境整備に必要な財政措置の拡充

など、学校教育環境の整備を早急に図ることを強く要望する。

令和2年7月2日

全国知事会会長 飯泉 嘉門  
全国市長会会長 立谷 秀清  
全国町村会会長 荒木 泰臣

本市小中学校の学級規模別分布(令和元年度)

	0～20人	21～40人(※)	計
小学校	197学級	3498学級	3695学級
中学校	19学級	1395学級	1414学級

※41人以上の学級も含む



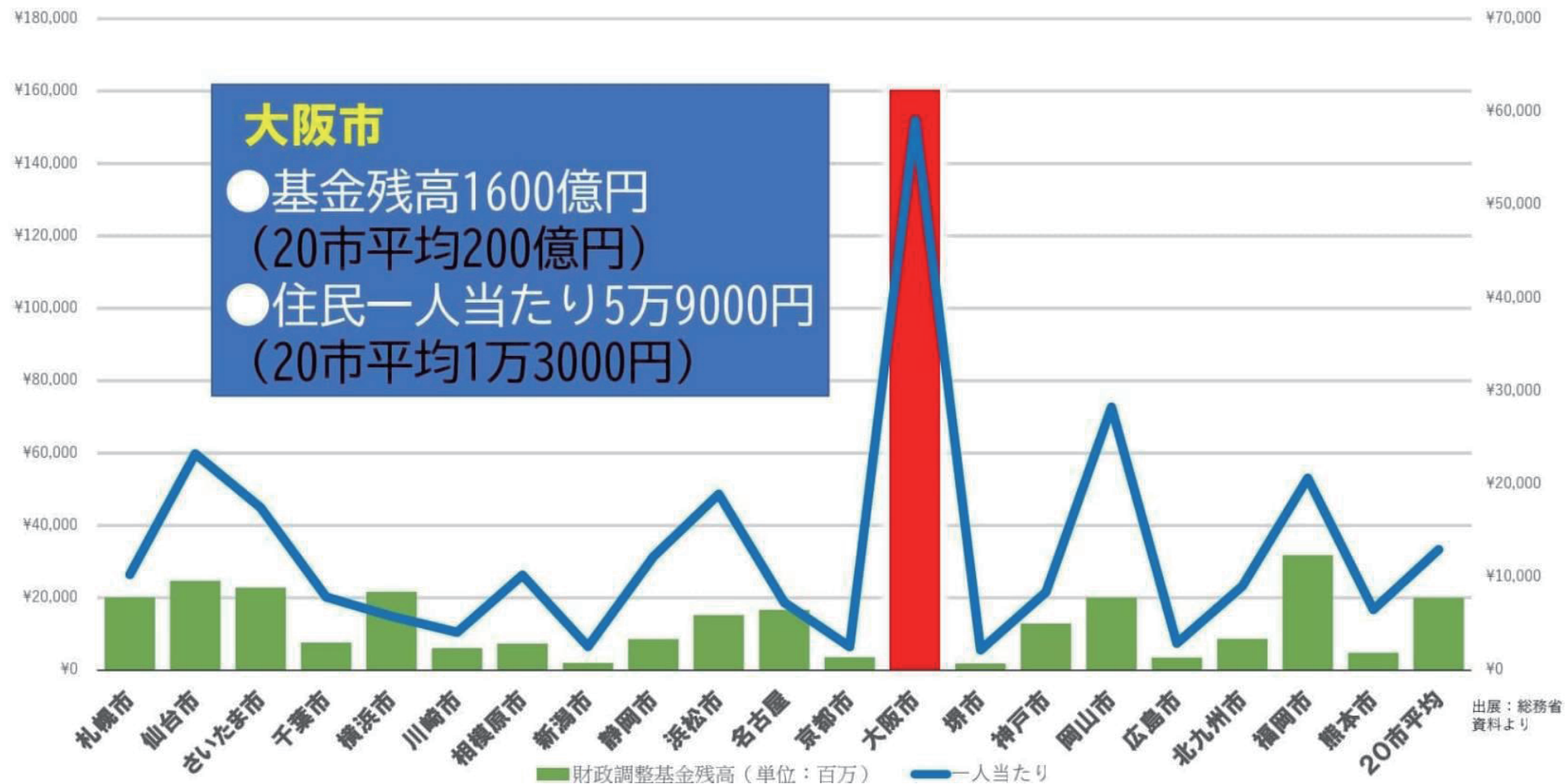
	0～20人	21～40人(※)		20人学級計	計
小学校	197学級	3498学級	× 2	6996学級	7193学級
中学校	19学級	1395学級	× 2	2790学級	2809学級



増教員額	小学校	3498	=	3498
	中学校	1395 ×	1.36 =	1897
				5395人
人件費増		5395 ×	830万円 =	447.7億円



## 全国20政令市の財政調整基金残高(2018年)



## 大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針

ページ番号：267190 2020年6月26日

令和2年4月改正

### 指針策定の主旨

大阪市の小学校の児童数は、昭和54年度は約24万2千人だったが、令和元年度には約11万5千人と半減している一方で、学校数は、昭和54年度の290校から、令和元年度には287校と、児童数の減少と比べて、減少していない状況がある。

このような長年の少子化傾向に起因する児童数の減少の結果、小学校の小規模化が進行し、学年によっては単学級が生じ、さらに複式学級を有する学校も存在している。

一般的に小規模校は「学校としてまとまりやすい」「児童一人一人の生活実態が把握しやすい」などの利点がある一方で、「教育活動の幅が狭くなる」「互いに切磋琢磨する機会が少なくなる」また「クラス替えができないので人間関係が固定化する」などの教育環境に関する課題がある。

集団活動を通して得られる、人と協調する力、困難な問題に対応する力は、子どもたちが将来、社会生活を営む上で不可欠である。

こうしたことから、大阪市では平成22年の大阪市適正配置審議会の「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」に基づき、児童のより良い教育環境の整備を図るため、区長と連携しながら学校配置の適正化の取組みを進めているところである。

しかしながら、学校配置の適正化の取組みを進めるにあたり、適正配置対象校の保護者や地域住民に対して、統合に対する理解を深めていただくための協議を重ねている中で、学校が地域コミュニティの核となっていること、学校に対する強い愛着心があること、また小規模校で十分満足しており統合の必要性を感じていないなどの理由で理解を得られないこともあり、協議が長期化することも少なくない状況にある。

これらの状況を踏まえ、子どもたちのより良い教育環境の確保と教育活動の充実を早期に実現させるためには、学校配置の適正化をより円滑に推進することが重要であるとして、平成26年3月に大阪市としての「学校配置の適正化の推進のための指針」を策定し、これまで取り組んできたところであるが、保護者や地域住民の主体性に委ねた進め方では関係者間の意見がまとまりにくく、取組みの必要性に対する認識が共有されない状況が生じてきた。

今後、全市的にさらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、子どもの教育環境改善の観点を第一に据え、行政が主体的に責任をもって解決を図る必要があることから、学校配置の適正化の基準と進め方について、教育委員会、総合教育会議での議論により条例等で規定する方針を決定し、市会の決議を経て条例が令和2年2月に公布されたことから、条例等の規定を反映し、「学校配置の適正化の推進のための指針」を改正するものである。

### これまでの経過

大阪市における学校配置の適正化に関する課題については、有識者で構成する大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）において検討を重ねてきたところであり、第2次答申（昭和56年3月）以降、教育委員会においては、答申内容を踏まえて、旧の北区・東区・南区の都心3区を中心に、学校配置の適正化を進めてきた。

しかしながら、長年の少子化傾向に起因する児童数の減少の結果、児童・生徒数300名未満の規模の学校が小学校・中学校全体の4分の1を超えるまでになり、市内の全ての区に存在するという状況に至ったことから、教育委員会から平成15年7月に、「学校規模・配置の適正化に関する基本方針、ならびに適正化のための具体的方策」について審議会へ諮問し、翌平成16年9月に「学校規模・配置の適正化に関する答申」（以下「16年答申」という。）を受けた。

16年答申では、まず学校規模に関して、第1次答申（昭和55年1月）における300名を過小規模の基準とした大阪市の過小規模基準は現在においても妥当といえると整理された。

OECD 諸国の大学生向け公的給付制奨学金制度の有無について

	授業料の徴収無し	給付制奨学金有り
オーストラリア	○	○
ベルギー・フラマン語共同体	○	○ 学習手当=給付制奨学金
デンマーク	○	○
ギリシャ	○	○
ハンガリー	○	○
アイルランド	○	○
ルクセンブルグ	○	○
ポーランド	○	○
スロバキア	○	○
スイス	○	○
アイスランド	○	×
ドイツ	○ 一部の州有料	○ 半額給付・半額貸与
フランス	○	○
ノルウェー	○	○
フィンランド	○	○
オーストリア	×	○
カナダ	×	○ 州政府実施
チェコ	×	○
イタリア	×	○
韓国	×	○
メキシコ	×	○
オランダ	×	○
ニュージーランド	×	○
ポルトガル	×	○
スペイン	×	○
トルコ	×	○
アメリカ	×	○
イギリス	×	○ 2004-05 復活
日本	×	×

国立国会図書館資料より作成

2009年11月18日 衆院文部科学委員会配布資料 日本共産党 宮本岳志

国公立大学の授業料等の推移						
年度	国立大学		公立大学		私立大学	
	授業料	入学料	授業料	入学料	授業料	入学料
	円	円	円	円	円	円
昭和 50	36,000	50,000	27,847	25,068	182,677	95,584
51	96,000	↓	66,582	74,220	221,844	121,888
52	↓	60,000	78,141	80,152	248,066	135,205
53	144,000	↓	110,691	90,909	286,568	157,019
54	↓	80,000	134,618	104,091	325,198	175,999
55	180,000	↓	157,412	119,000	355,156	190,113
56	↓	100,000	174,706	139,118	380,253	201,611
57	216,000	↓	198,529	150,000	406,261	212,650
58	↓	120,000	210,000	167,265	433,200	219,428
59	252,000	↓	236,470	178,882	451,722	225,820
60	↓	↓	250,941	179,471	475,325	235,769
61	↓	150,000	252,000	219,667	497,826	241,275
62	300,000	↓	290,400	230,514	517,395	245,263
63	↓	180,000	298,667	261,639	539,591	251,124
平成 元	339,600	185,400	331,686	268,486	570,584	256,600
2	↓	206,000	337,105	287,341	615,486	266,603
3	375,600	↓	366,032	295,798	641,608	271,151
4	↓	230,000	374,160	324,775	668,460	271,948
5	411,600	↓	405,840	329,467	688,046	275,824
6	↓	260,000	410,757	357,787	708,847	280,892
7	447,600	↓	440,471	363,745	728,365	282,574
8	↓	270,000	446,146	371,288	744,733	287,581
9	469,200	↓	463,629	373,893	757,158	288,471
10	↓	275,000	469,200	375,743	770,024	290,799
11	478,800	↓	477,015	381,271	783,298	290,815
12	↓	277,000	478,800	383,607	789,659	290,691
13	496,800	↓	491,170	387,200	799,973	286,528
14	↓	282,000	496,800	394,097	804,367	284,828
15	520,800	↓	517,920	397,327	807,413	283,306
16	↓	↓	522,118	397,271	817,952	279,794
17	535,800	↓	530,586	401,380	830,583	280,033
18	↓	↓	535,118	400,000	836,297	277,262
19	↓	↓	536,238	399,351	834,751	273,564
20	↓	↓	536,449	399,986	848,178	273,602
21	↓	↓	536,632	402,720	851,621	272,169
22	↓	↓	535,962	397,149	858,265	268,924
23	↓	↓	535,959	399,058	857,763	269,481
24	↓	↓	537,960	397,595	859,367	267,608
25	↓	↓	537,933	397,909	860,266	264,417
26	↓	↓	537,857	397,721	864,384	261,089
27	↓	↓	537,857	397,721	868,447	256,069
28	↓	↓	537,809	393,426	877,735	253,461
29	↓	↓	538,294	394,225	900,093	252,030
30	↓	↓	538,633	393,618	904,146	249,985
令和 元	↓	↓	538,734	392,391	-	-

(注)① 年度は入学年度である。

② 国立大学の平成16年度以降の額は国が示す標準額である。

③ 公立大学・私立大学の額は平均であり、公立大学入学料は地域外からの入学者の平均である。



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

[本文へ](#)

[御意見・御感想](#)

[サイトマップ](#)

[リンク集](#)

[English](#)

[Other Languages](#)

検索

文字サイズ変更

小

中

大

[外務省について](#)

[会見・発表・広報](#)

[外交政策](#)

[国・地域](#)

[海外渡航・滞在](#)

[申請・手続き](#)

[トップページ](#)>[外交政策](#)>[人権・人道](#)>[人権外交](#)>[国際人権規約](#)>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第13条2（b）及び（c）の規定に係る留保の撤回（国連への通告）について

## 人権・人道

# 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第13条2（b）及び（c）の規定に係る留保の撤回（国連への通告）について

平成24年9月

日本国政府は、昭和41年12月16日にニューヨークで作成された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）の批准書を寄託した際に、同規約第13条2（b）及び（c）の規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保していたところ、同留保を撤回する旨を平成24年9月11日に国際連合事務総長に通告しました。

この通告により、日本国は、平成24年9月11日から、これらの規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されることとなります。

### （参考）

社会権規約13条2（b）及び（c）《抜粋》

#### 第13条2

（b）種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

（c）高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

（注）我が国は、社会権規約を批准した際、上記規定の適用に当たり、強調文字部分に拘束されない権利を留保。

[このページのトップへ戻る](#)

[目次へ戻る](#)



[外務省について](#)

[会見・発表・広報](#)

[外交政策](#)



集計結果（数表）② 調査期間：2020年4月9日21時～4月27日20時

回答：319校1200名（国立大学60校412名、公立大学19校33名、私立大学202校716名、短期大学3校3名、専門学校32校32名、その他高等教育機関3校4名）

家計を支えている方の収入・事業・仕事への自粛等の影響を教えてください（複数回答可）			
	実数	割合(%)	全体割合(%)
収入が減った	574	90.0	47.8
収入がなくなった	76	11.9	6.3
職を失った	10	1.6	0.8
事業が立ち行かなくなっている	35	5.5	2.9
倒産した	1	0.2	0.1
計	638	100.0	53.2
無回答	562		

アルバイト収入減や親御さんの収入減などで大学等をやめることを考えていますか？			
	実数	割合(%)	全体割合(%)
考えない	856	74.0	71.3
少し考える	186	16.1	15.5
大いに考える	58	5.0	4.8
やめることにした	2	0.2	0.2
やめないが休学を検討	55	4.8	4.6
計	1157	100.0	96.4
無回答	43		

いま、どこで生活していますか？			
	実数	割合(%)	全体割合(%)
自宅	661	57.0	55.1
寮	54	4.7	4.5
一人暮らし	312	26.9	26.0
一人暮らしを中断し帰省中	107	9.2	8.9
その他	26	2.2	2.2
計	1160	100.0	96.7
無回答	40		

奨学金を利用していますか？			
	実数	割合(%)	全体割合(%)
利用している	483	41.2	40.3
利用していない	557	47.6	46.4
返済の不安などから申し込みをしなかった	68	5.8	5.7
申し込みをしたが受けられなかった	18	1.5	1.5
コロナの影響で申し込みたい	45	3.8	3.8
計	1171	100.0	97.6
無回答	29		

生活費はどれくらい（の予定）ですか？（月約～万円）			
	実数	割合(%)	全体割合(%)
0	11	1.7	0.9
～1万	21	3.2	1.8
～3万	105	16.2	8.8
～5万	139	21.4	11.6
～7万	78	12.0	6.5
～10万	184	28.4	15.3
～15万	87	13.4	7.3
～20万	18	2.8	1.5
20万～	6	0.9	0.5
計	649	100.0	54.1
無回答	551		

仕送りやお小遣いはどれくらいもらいますか？（月約～万円）			
	実数	割合(%)	全体割合(%)
0	205	33.4	17.1
～1万	50	8.2	4.2
～3万	123	20.1	10.3
～5万	89	14.5	7.4
～7万	41	6.7	3.4
～10万	71	11.6	5.9
～15万	26	4.2	2.2
～20万	6	1.0	0.5
20万～	2	0.3	0.2
計	613	100.0	51.1
無回答	587		

奨学金は何に利用していますか（利用する予定ですか）？（複数回答可）			
	実数	割合(%)	全体割合(%)
生活費	294	54.0	24.5
学費	412	75.7	34.3
奨学金返済のための貯金	100	18.4	8.3
その他のための貯金	62	11.4	5.2
サークル	38	7.0	3.2
本	71	13.1	5.9
趣味・娯楽	65	11.9	5.4
実家への仕送り	3	0.6	0.3
その他	未集計		
計	544	100.0	45.3
無回答	656		

今年度から始まる政府の修学支援新制度による授業料減免・給付型奨学金を受けていますか？			
	実数	割合(%)	全体割合(%)
授業料全額免除を受けている	37	3.3	3.1
授業料2/3免除を受けている	18	1.6	1.5
授業料1/3免除を受けている	32	2.8	2.7
応募しようとしてシミュレーターをかけてみたら対象外だったため応募しなかった	166	14.7	13.8
応募したが受けられなかった	59	5.2	4.9
応募しなかった	733	64.9	61.1
コロナの影響で家計が減りこれから応募する	84	7.4	7.0
計	1129	100.0	94.1
無回答	71		

## 大阪府内 25大学・短大で減免の声あがる

### 国公立

大阪大	大阪教育大	大阪市立大	大阪府立大
-----	-------	-------	-------

### 私立

藍野大	大阪樟蔭女子大	関西医科大	常磐会大
追手門大	大阪商業大	関西医療大	梅花女子大
大阪青山大	大阪城南女子短大	関西外国語大	羽衣国際大
大阪医科大	大阪女学院大	関西女子短大	阪南大
大阪大谷大	大阪信愛学院短大	関西大	東大阪大
大阪音楽大	大阪成蹊大	関西福祉科学大	ファッション専門職大
大阪学院大	大阪総合保育大	近畿大	プール学院短大
大阪観光大	大阪体育大	近畿職業能力開発大	平安女学院大
大阪キリスト教短大	大阪千代田短大	神戸医療福祉大	桃山学院教育大
大阪経済大	大阪電気通信大	堺女子短大	桃山学院大
大阪経済法科大	大阪人間科学大	四條畷学園大	森ノ宮医療大
大阪芸術大	大阪物療大	四天王寺大	大和
大阪健康福祉短大	大阪保健医療大	摂南大	立命館大
大阪工業大	大阪薬科大	千里金蘭大	
大阪国際大	大阪夕陽丘短大	相愛大	
大阪産業大	大阪行岡医療大	太成学院大	
大阪歯科大	河崎リハビリテーション大	帝塚山学院大	

いかということを紹介させていただきました。

あわせて、府大のほうは減免の基準を公にしてるんです。だけど、市大のほうはブラックボックスですと、これはお示しできません。この差は何なんですかと。示すべきじゃないですかということも申し上げたところでございます。

さて、経済的に苦しい上に、休校や入校禁止となっておりますけれども、そんな中で学生が学費を満額払うということは非常に負担が大きい、当然のことですよ。そういうことで、学費の減額や返還を求める声が全国に、いや、世界中に広がってる、これは至極当然のことだと思います。そういう中で、既に学生の緊急給付金であるとか、学費の減額、一部返還を決めた大学も生まれてきておまして、この流れはどんどん広がっていくだろうというふうに容易に想像できます。

これはちょっと国家レベルの話ですけども、カナダの首相がこう宣言されてるんです。「経済と国の未来は我々が今日学生に提供する機会と支援にかかっている」ということで、非常に強い決意の下、学生を支援しているという、これは国家レベルの話ですけども。しかし、これは本来政府も自治体もこの立場に立たなければならないんじゃないか。つまり、学生を支援することが、ひいては自治体や国の繁栄につながっていくわけでありますから、こういう根本的な考え方が、私は国にも自治体にも求められているんじゃないか、そういう問題意識の下に質疑を進めさせていただきたいと思います。

陳情項目にもございますけれども、市立大学の在校生に対して一律の授業料半額免除を求められております。仮にこれを実現させた場合、どれぐらいの費用が必要になるとお考えでしょうか。

○佐賀井経済戦略局企画総務部大学支援担当課長 答えいたします。

市立大学の授業料につきましては、年間53万5,800円となっておりますが、本年4月から国や大阪府による支援制度がスタートしているため、これらの制度が適用される学生は所得に応じて授業料の全額、または3分の2、3分の1が減免されることとなっております。これらの制度を適用した上で授業料の半額免除を実施するためには、概算ではありますが、約16億円が必要となる見込みとなっております。以上でございます。

○井上浩委員 16億円ですよ。本当に苦境に立たされている学生のために、これ何で16億円出せないのかという話ですよ。

給食の無償化、今年度について財政調整基金使ってやると、これは素晴らしいことだと思う。給食出てないですけどね、学校行けてないですから。考え方は、これ子供たちを支援するということでもいいことだと、素晴らしいことだと思うんですけども、別に財調でなくても財源はいいと思いますけれども、これ何で16億円の支援、踏み切れないのかということなんですね。後ほど関連して質疑をしてみたいと思います。

繰り返し、私聞いてまいりましたが、市大について、運営費交付金と基準財政需要額、過去3年間分の数字をお示しいただきたいと思います。

○佐賀井経済戦略局企画総務部大学支援担当課長 答えいたします。

大学に関する基準財政需要額と運営費交付金について、平成29年度から令和元年度の3年間の推移についてでございますが、運営費交付金につきましては、平成29年度は108億8,900万円、平成30年度は114億4,600万円、令和元年度は122億6,700万円となっております。

一方、基準財政需要額につきましては、平成29年度は100億4,700万円、平成30年度は100億1,900万円、令和元年度は98億6,600万円となっており、いずれの年も基準財政需要額を上回る運営費交付金を支出しております。以上でございます。

○井上浩委員 微増だという御答弁でありました。

この問題、私も今まで過去にも繰り返し質疑をしてみましたが、橋下市政の時代にもうとんとんになってしまったんですね。基準財政需要額とほぼ一緒ぐらいという状況になってしまって、公立大学の運営に要する経費というのは、一定の基準に基づいて算出された学生1人当たりには要する経費に公立大学の在学学生数を乗じて算定されるものでありますから、当然これだけでは足りないわけですね。だから積み増しをしているわけなんです。それでも大学の教育・研究費用というのは本当に逼迫していると。現場からも常々そういうお声をお聞きしておりますけれども、片や府大のほうは基準財政需要額を大きく下回ってしまっていると。毎回資料を頂くんですけども、大きく下回ってしまっていると、こういう現状がある。もっと厳しいわけですよ、教育研究環境という点では府大のほう